

北上市賃貸共同住宅等リフォーム補助金



北上市では、既存建築物の有効活用による良質な賃貸共同住宅等の供給拡大を図るため、市内施工業者への請負により賃貸共同住宅や長屋等をリフォームする方に、補助金を交付します。

1 概要

□ 補助の対象住宅

補助の対象住宅は、次のいずれにも該当するものです。

- 1 市内に存する建築物であること
- 2 建築基準法第7条第5項の規定により対象住宅の新築に係る検査済証が交付された日から、20年以上が経過していること
- 3 建築物の用途が賃貸共同住宅等（居住を目的とする賃貸用の共同住宅、長屋、社員寮、学生寮及び下宿）になること
- 4 この制度による補助金交付を受けていない建築物であること

□ 補助の対象者

補助の対象者は次のいずれにも該当する方です。

- 1 対象住宅を所有している者
- 2 申請時点において納期の到来している市税を滞納していない者

□ 補助の対象となる工事

補助の対象工事は次のいずれにも該当する工事です。

- 1 賃貸共同住宅等の機能維持又は機能向上のための工事
- 2 市内に本店を有する施工業者による施工であること
- 3 補助金の交付決定後に着手し、申請年度の3月10日までに完了報告ができるもの
- 4 賃貸共同住宅等の半数以上の住戸をリフォームすること

□ 交付される補助金

対象工事の1/2（1,000円未満切捨）とし、下記の区分に定める金額を限度とします。

- ①住戸部分の工事 1戸当たり50万円
- ②共用部分の工事 1戸当たり20万円

【年間交付限度額】

同一年度において、補助対象者に交付する補助金は、下記の区分に定める金額を限度とします。

- 住戸部分の工事 500万円
- 共用部分の工事 200万円

【借上型市営住宅加算金】

賃貸共同住宅等の全戸をリフォームし、北上市借上型市営住宅基準に適合する場合は、①の住戸部分の工事の限度額に20万円を加算します。

なお、①の限度額を超えて交付される補助金は、年間交付限度額には含まれません。

□ 申請受付期間

予算に達するまで

2 申請の手続き

補助金申請書の提出（※郵送で提出のこと）

- 補助金交付申請書
- 対象工事のわかる見積書の写し
- 対象工事を行う箇所の現況写真
- 対象住宅の検査済証の写し
- 図面（付近見取図、リフォーム計画図）
- 対象住宅の所有者が確認できる書類（登記簿等）
- 市税滞納無証明
- **借上型市営住宅加算金を利用する場合に限り、借上型市営住宅基準に適合することを確認できる書類**

書類審査

交付決定通知書の送付

書類審査後、交付決定通知書を送付します。

【工事着工】

変更（中止）承認申請書の提出

申請内容の変更又は中止の場合等
（※補助金の増額はできません。）

【工事終了】

完了報告書兼請求書の提出（※郵送で提出のこと）

- 完了報告書兼請求書（兼受領委任状）
- 請求書及び領収書の写し（申請者の実際の支払額と全体の工事費がわかるもの）
- 工事完了後の施工個所の写真
- アンケート（ご協力願います。）

補助金の交付

書類審査後、適正と認められた場合に指定口座に補助金を振り込みます。

【申請窓口、問い合わせ先】

北上市役所江釣子庁舎2階 都市整備部都市計画課
〒024-8502
北上市上江釣子17地割201-2
電話番号：0197-72-8277